旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

(二)　登録番号　大阪府知事登録旅行業第三―二三八九号

(三)　商号　株式会社シーランドエアー

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社シーランドエアー　大阪市西区北堀江一丁目二番二七号サウス四ツ橋ビル四〇三号　代表取締役　金崎　健二

(五)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　大阪市西区北堀江一丁目二番二七号サウス四ツ橋ビル四〇三号

(六)　旅行業登録年月日　平成十八年十月十日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十三年九月二十八日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十三年十月十九日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社東京商工会　株式会社東京商工会　東京都千代田区神田司町二丁目二一番地七

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第一項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年十月十九日

東京都千代田区神田司町二丁目二一番地七

株式会社東京商工会

代表取締役　安　　義明

任意清算公告

当社は、平成二十三年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十月十九日

北九州市門司区栄町二番一〇号

㈲資会社柳井商店

清算人　柳井　公一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年 10 月 19 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①アミモ株式会社　②東京都知事(12)20900　③代表取締役　岡田よし　④東京都渋谷区上原二丁目16番６号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区上原二丁目16番６号　アミモ株式会社　代表取締役　岡田よし

①さくらアセットマネジメント株式会社　②愛知県知事(1)20454　③代表取締役　石田信文　④名古屋市中区栄３丁目４番21号　⑤5000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市中区栄３丁目４番21号　さくらアセットマネジメント株式会社　代表取締役　石田信文

①株式会社ギャラント　②大阪府知事(3)46650　③代表取締役　釘本光弘　④大阪府大阪市中央区南久宝寺町４丁目４番６号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区南久宝寺町４丁目４番６号　株式会社ギャラント　代表取締役　釘本光弘

①丸晶不動産　②大阪府知事(9)20578　③和田進　④大阪府八尾市上之島町北１―20―１　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府八尾市上之島町北１―20―１　丸晶不動産　和田進

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 23 年 10 月 19 日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平23不保770		幸信不動産	青森県知事(4)2592	幸村宗信	青森県青森市橋本３―10―18　1000万円
平23不保771		有限会社ヨネショウ	青森県知事(3)2979	代表取締役　米内山正機	青森県青森市古川２―15―18　〃